

株式会社 庭の川島 行動計画
【次世代法・女性活躍推進法 一体型】

1. 計画期間 令和4年12月26日から令和6年12月25日までの2年間

2. 当社の課題

課題(1) 男性の育児休業取得者がいない

課題(2) テレワーク等の場所にとらわれない働き方が進んでいない

課題(3) 現場部門においての女性労働者がいない

3. 目標と取組内容・実施時期

(1) 計画期間内に、男性の育児休業取得者を1人以上とする

【雇用環境の整備に関する事項】次世代法

令和5年1月～ 各現場における休業者の業務内容、カバー人員の把握

令和5年4月～ 対象社員へ情報提供し、要望等の聞き取りを行う

令和5年6月～ 業務体制の見直し、複数担当制などの検討・実施

(2) コロナ渦などにより職員本人以外の理由において、出勤出来ない社員が多くなってきているため、テレワーク等の勤務の体制を整える

【雇用環境の整備に関する事項】次世代法

令和5年1月～ 対象となる業務や人員の把握、勤務時におけるルールへの検討

令和5年4月～ 試行運用を実施し、当事者から課題・要望等を聞き取る

令和5年10月～ 導入開始、課題点等の洗い出し・ルールの見直し等を行う

(3) 計画期間内に、現場部門(技術職)においての女性の採用を1人以上とする

【継続就業・職場風土に関する事項】女性活躍推進法

令和5年1月～ 現時点における女性採用にあたっての問題点の把握

令和5年4月～ 現場施設など女性向け福利厚生への調査、検討

令和5年6月～ 求人面接にあたって、個々の事情(子育てや介護)に柔軟に対応し採用に繋げる